

社会福祉法人むつみ会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人むつみ会（以下「当法人」という定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の算出方法)

第 3 条 報酬等の額は、次の各号により定めるものとする。

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

	日額
理事会及び監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(当法人職員給与との併給)

第 4 条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 報酬の支給時期は、当該会議及び監事監査等に参加した都度及び法人及び施設業務のために出勤した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改 廃)

第 6 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第 7 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附 則

この規則は、平成 29 年 6 月 17 日から施行する。